

新型コロナウイルス感染症に係る令和5年5月8日以降の 竹原市立学校の対応について

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザなどと同じ「5類感染症」に移行されることを踏まえ、竹原市立学校における対応について次のとおり変更しますので、御確認の程、よろしくお願いいたします。

- 1 毎朝家庭で健康状態の確認を行ってください。
- 2 手洗い・うがい・換気・消毒等の感染症予防に努めるとともに、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状が出た場合は、速やかに医療機関にかかり、受診してください。
- 3 児童生徒が新型コロナウイルスに感染した場合は、これまで同様、出席停止の措置を取りますので、各学校へ連絡してください。
※発症した日を0日目として発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでは登校できません。(発症後、10日を経過する日までは、マスクの着用や高齢者等ハイリスク者との接触を控えることが推奨されます。)
※5類感染症に移行することから、「濃厚接触者」として特定されることはありません。そのため、同居のご家族等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合であっても、児童生徒本人に体調不良が認められない場合は登校できます。
※休業日における新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査の実施や陽性判明等についての市教委への連絡は不要とします。

引き続き、御家庭におかれましても、児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、御理解・御協力の程、よろしくお願いいたします。